

平成23年10月1日から子ども手当が変わりました。 申請をお忘れなく！ これまで受けとっていた方も申請が必要です。

子ども手当の申請について

手当を受けるためには、これまで子ども手当を受けとっていた方を含めすべての方に申請手続きが必要です。

平成24年3月31日までに申請がない場合は、手当を受け取ることができなくなります。忘れずに申請をお願いします。

《出生や町外から転入(出)された方はご注意ください。》

10月以降に他の市区町村から転入(出)された方は、転出した日(転出予定日)の翌日から15日以内、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に子ども手当の申請をお願いします。

※届出が遅れると支給できない月が発生することがあります。

支給対象

- ・0歳から中学校卒業まで(15歳に達した後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方
- ・西原町に住民登録(または外国人登録)がある方

今までの子ども手当と違うところは…

1. 子どもが国内に住んでいること

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。ただし、子どもが海外に留学している場合は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

2. 両親が離婚協議中で別居している場合は、子どもと同居している方を優先

父母が離婚協議中で別居している場合は、お子さんと同居している方を優先します。ただし、単身赴任の場合はこれまでどおり、子どもの生活費を主に負担している方に支給します。

3. 海外にいる父母が指定する人に支給

父母が海外に住んでいる場合、その父母が日本国内に住む子どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。子どもの住所のある市区町村に「父母指定者指定届」を提出して、認定を受けてください。

4. 未成年後見人に支給

子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。

5. 児童福祉施設の設置者、里親に支給

子どもが施設に入所している場合や里親等に委託されている(預けられている)場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に子ども手当を支給します。

支給額(対象児童一人につき月額)

| 子どもの年齢 | 子ども手当月額 |
|-------------|-------------------------|
| 3歳未満 | 一律 15,000円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 10,000円(第3子以降は 15,000円) |
| 中学生 | 一律 10,000円 |

支給時期

| | |
|---------|-------------------------|
| 平成24年2月 | 平成23年10月～平成24年1月分(4カ月分) |
| 平成24年6月 | 平成24年2月～3月分(2カ月分) |

※平成24年4月からの手当については、国の法律が決まり次第、お知らせします。

【お問い合わせ】福祉部福祉課 子育て支援係 ☎098-945-5311(内線127)



平成
24年度

西原町立幼稚園 園児募集案内

西原町教育委員会では、平成24年度の町立幼稚園の園児募集を行います。町立幼稚園全園では完全給食(但し木曜日は弁当日)ならびに2年保育(4歳児・5歳児)を実施しています。幼稚園の通園区域の制限はありません。(小学校からは通学区域がありますのでご注意ください)入園を希望する保護者は申込手続きをしてください。

【入園対象園児】

西原町内に居住する満5歳児(平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれ)及び4歳児(平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれ)

【実施園及び対象年齢】※4歳児は各園定員制となります。

| 実施園 | 対象年齢 | 住 所 | 電話番号 |
|--------|---------|-----------|----------|
| 坂田幼稚園 | 4歳児・5歳児 | 翁長626番地の1 | 945-5300 |
| 西原幼稚園 | 4歳児・5歳児 | 与那城353番地 | 945-2568 |
| 西原東幼稚園 | 4歳児・5歳児 | 小橋川125番地 | 945-1385 |
| 西原南幼稚園 | 4歳児・5歳児 | 安室122番地の1 | 946-9779 |

【入園申込受付日時及び受付場所】

5歳児 受付日時：西原幼稚園・西原東幼稚園 11月16日(水) 15時～17時
坂田幼稚園・西原南幼稚園 11月17日(木) 15時～17時

受付場所：入園を希望する幼稚園

受付方法：所定の入園申込書を記入し、提出。受付後に、保護者と園児を含めた面接を行います。園児の住民票抄本(続柄記載)と認印を持参してください。

※ 当日申込に来られない場合は、幼稚園へご確認ください。

※ 申込内容を確認し、2月上旬頃までに保護者へ入園の決定を通知します。

申込書記入→受付・面接→書類審査→入園承諾書・不承諾通知書通知

4歳児 受付期間：11月4日(金)～15日(火)

9時～17時(昼食時間及び土日祝日を除く)

受付場所：町教育委員会教育部学校教育課及び町立各幼稚園(4園)

受付方法：所定の入園申込書を記入し提出してください。定員を超える場合は抽選になります。

※ 後日、入園承諾通知書(面接日記入)により、入園の決定を通知します。(面接は入園の内定した園児のみに行います)

※ 抽選日：11月下旬予定 面接日：後日通知

【必要経費】

○入園料 5,000円 ○保育料 月4,500円 ○給食費 月3,000円(毎週木曜日は弁当日です)

【保育時間】

月曜日～金曜日 登園時間 午前8時～8時15分

保育時間 午前8時15分～午後2時(給食時間含む)

※ 土日・祝日、慰霊の日及び夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日は休園

預かり保育

在園児のうち希望者に対して、幼稚園終了後、預かり保育を実施しています。(定員制)

【保育時間】 午後2時～6時 入園式の翌日から小学校の修了式の日までの月曜日から金曜日(祝日、慰霊の日及び12月29日から1月3日は休み)

※夏季休業中、秋季休業中ならびに冬季休業中は午前8時15分から午後6時まで

(上記休業中は弁当持参。但し、夏季休業中はケータリングサービス利用可 1食263円予定)

【預かり保育料】 月5,000円(但し8月は9,500円) おやつ代及び教材費用 月1,500円

【申込方法】 幼稚園入園承諾書通知が届いた後、所定の申込書を記入し申込んでください。

申込場所：入園を希望した幼稚園及び教育委員会教育部学校教育課

申込期間：幼稚園入園承諾書通知が届いた日から2月17日(金)まで

※承諾の決定は申込内容を審査後、3月中旬頃までに保護者へ通知します。

特別支援保育

心身に障害を持ち、集団保育が可能な園児が対象です。

【指定園】坂田幼稚園、西原幼稚園

(特別支援保育は2園のみの実施となります。)

【申込み方法】幼稚園入園申込みの際に、療育手帳・特別児童扶養手当証書等の写しを添付して申込んでください。審査後、入園承諾の可否を通知します。

【お問い合わせ】 西原町教育委員会教育部学校教育課 ☎945-5039 内線512 又は町立各幼稚園